



平成24年 第6回臨時会

会 議 録

(平成24年11月26日)

枕 崎 市 議 会

平成 24 年
枕崎市議会第 6 回臨時会会期及び会期日程

- 1 会 期 1 日間（11月26日）
- 2 会期日程

月 日（曜）	区 分	時 間	内 容
11月26日（月）	本会議	前 9：30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 議案上程（日程第3号－第5号） 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 報告（日程第6号、第7号） 9 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成24年11月26日)

平成24年枕崎市議会第6回臨時会

議事日程（第1号）

平成24年11月26日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	95	枕崎飛行場の設置及び管理に関する条例及び枕崎飛行場管理運営基金 条例を廃止する条例の制定について	
4	94	平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）	
5	96	専決処分の承認を求めることについて	
6	報6	専決処分の報告について	
7	報7	専決処分の報告について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 畠 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
山 口 美津哉 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	地頭所 恵 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
南 田 敏 朗 水産商工課長	岩 廣 和 憲 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	下 山 忠 志 水産商工課参事
天 達 章 吾 市民生活課参事	神 山 芳 文 市立病院事務次長
山 口 英 夫 教育長	三 島 洋 台 教委総務課長
日 高 孝 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	久 保 等 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
児 玉 義 孝 選管事務局長	籠 原 均 会計管理者兼会計課長
中 嶋 章 浩 企画調整課企画調整係長	東中川 徹 総務課行政係長
中 村 俊 彦 財政課財産管理係主査兼企画調整課主査	大 江 武 史 企画調整課企画調整係主査

午前9時30分 開会

○**依積田義信議長** 平成24年第6回臨時会が本日招集されましたが、出席議員15人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから、議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本臨時会の会議録署名議員として、8番城森史明議員、9番沢口光広議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第3号から第5号までの3件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算1件、条例1件、専決処分の承認を求めることについて1件、報告事項2件の計5件であります。このうち、報告事項を除く3件について説明を申し上げます。

まず、枕崎飛行場の廃止に係る議案から説明いたします。

議案第95号枕崎飛行場の設置及び管理に関する条例及び枕崎飛行場管理運営基金条例を廃止する条例の制定につきましては、枕崎飛行場用地について、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき、同用地において、大規模な太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギー電気の調達を行う電気事業者に貸し付けを行うため、枕崎飛行場を廃止するとともに、あわせて、同飛行場管理運営基金についても、廃止しようとするものです。

なお、これに伴う補正予算として、議案第94号平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）をあわせてお願いしてあります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,420万円を追加し、予算総額を102億2,595万2,000円にしようとするものです。

補正予算の内容は、枕崎飛行場管理運営基金の廃止に伴う一般会計借入金の繰上償還及び県の枕崎空港管理助成補助金の返納並びにヘリポート整備に係る基本計画策定等業務委託であります。

次に、議案第96号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

これは、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の実施に伴い、平成24年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○**依積田義信議長** ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用して委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います、質疑は会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○5番清水和弘議員 このメガソーラー……。

○依積田義信議長 清水議員、立って。

○5番清水和弘議員 このメガソーラー設置については、ほんと本市にとってもよいことではないかと考えるんですけど、果たして、本市の将来的に住民への影響を考えた場合ですね、果たしてこの、本当にいいことなのかどうか。

また、我々もまだ知らされていない部分が多いので、将来の本市への影響をどのように緩和して、また、住民にとっていい方向に持っていったらいいのか、そのようなことを考えて質問していきます。質疑していきます。

今回、このメガソーラー設置、きょう決議されるわけですけど、これがもし、もしですよ、否決された場合、本市への影響はどのようなことが考えられるのか、お伺いいたします。

○神園信二企画調整課長 これまでも、全員協議会等でも報告をしておりますが、空港の運営のための歳出超過の累積額が8億3,000万程度と。それで、否決された場合は引き続き、空港として運営をしていくということになるかと思えますけれども、空港として運営をしていくには、今後、前回の全員協議会でもお話をしましたけれども、8,000万円程度の投資をしなければ、空港としての運営ができないと。それらを含めると、平成26年では9億超というふうな、累積の歳出超過額になっていくということでございます。

現在でも、毎年おおよそ1,800万円程度の管理のための経費を、市の一般財源のほうから拠出をしておりますけれども、これは空港がある期間、ずっと続いていくというふうな状況になるわけでございます。以上でございます。

○5番清水和弘議員 今、企画課長の説明ですけど、私が意図するところとは、まあ全然違う方向なんです。私が質問したいのはですね、きょう決議された場合、あした協定を結ぼうとしている、その会社とですね。影響、その辺はどうなるのかですね。

○神園信二企画調整課長 今回の臨時会で否決ということになりますと、メガソーラー事業の展開自体が、今の買い取り価格の制度の中では間に合わなくなるということでございますので、全く事業の収支・採算等々のもう1回の練り直しをいただけるのかどうか。それさえも不明になっていくということございまして、メガソーラー事業への展開というものは全く不透明になってしまうというふうに考えております。

○5番清水和弘議員 そのような中でですね、市長はですね、平成23、24年度の施政方針演説に、このメガソーラー設置については何ら言及されていないわけですよ、これ。本当にこの、こういうことを将来的な本市のプランニングしようとするならですね、メガソーラーの設置というのはもう、西ドイツとかヨーロッパ関係ではですね、相当前からやっていますよ。こういう効果というのは、もうわかっただけはなんですけど。

なぜ、急激にこのメガソーラー設置を持ち出したのか、その辺の経緯をお願いします。

○神園信二企画調整課長 さきの全員協議会でも若干、御説明はしましたけれども、この買い取り制度が始まって、買い取り価格が決定いたしましたのが7月に入ってからでございます。

それ以前に空港を利用した、そういう御相談はいただいておりますけれども、その買い取り価格等が、国が決定をしない限りは、その実現性が高いものなのかどうか。その辺の検討ができて……、詳細な検討ができておりませんでした。

今、施政方針の説明の段階では入っていなかったというふうな御指摘でございますが、その時点では、まだ具体的な姿、制度の姿がはっきりしておりませんでしたので、言及はできなかったというふうな状況でございます。

○5番清水和弘議員 まあ、市報にも載ったんですけど、説明会を別府地区の住民に対して説明なされたと。そこで多くの人は賛成してくれたんだということがありました。

しかしですね、枕崎の行政の将来性を考えた場合、別府地区の人たちだけで、こういうことを判断していいのかどうか。そして、その別府地区住民に説明したときですね、防災ヘリ設備とのですね、その関連についても説明があったのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○神園信二企画調整課長 別府地区の市民の皆さんへの説明に関してですけれども、特に、別府地区の方々に御説明を申し上げましたのは、空港用地を御相談するときに、別府地区の住民の持ち物が多かった、地主の方が多かったということで、当初、空港をつくりたいということで用地を求めたという経過がございますので、やはり、その用途は変わっていくという観点からは、別府地区の皆様には特に説明をするべきというふうな判断で、別府地区で行っております。

それと、防災ヘリにつきましては、ヘリポートを敷地内に、専用のヘリポートを設置したいということで御説明を申し上げております。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

○5番清水和弘議員 防災ヘリを設置した場合ですね、面積は大体どのぐらいになるんでしょうか。また、その防災ヘリ、設置しようとするその面積によってですね、ヘリコプターの離発着には関係ないんだろうけど、訓練する場合にはどのような影響が出てくるのか。

また、防災ヘリの訓練ができるのかどうか、その面積でですね。

○神園信二企画調整課長 今現在、考えておりますヘリポートの用地の大きさとしましては、おおよそ2ヘクタールということで計画をしております。

あともう1点、訓練に支障がないかということでございますが、訓練には支障はございません。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

○2番立石幸徳議員 私は提案をされております議案第94号並びに議案第95号につきましてですね、幾つか質疑をいたします。

まず、予算の関係で、この飛行場管理運営基金、これを県のほうに1億2,000万返納すると。それで当初、県と市と同額で、2億4,000万の運営資金でもって本市の枕崎空港はスタートしたわけですが、その後、平成16年にいわゆる三位一体改革の交付税の大幅な減が発生しましてですね、本市の場合のこの飛行場管理運営基金を繰りかえ運用をされたわけなんですね。この予算上は、県のほうには返納するように計上してあるんですが、本市分はこの予算ではちょっとどういう流れになるのかよくわからないので、まず、この点の説明をいただきたいと思います。

○本田親行財政課長 御指摘のように、一般会計のほうで平成19年度に空港管理基金のほうから借入れを行っております。平成24年度末におきまして、4,000万円の残高がございますので、その分を繰り上げ償還するというので予算計上しております。

○2番立石幸徳議員 財政課長の平成19年というのは、どっからきているんですかね。

それから、本市の空港運営費という当初からの考えの中でですね、実は県も、飛行場運営に出資をして、県、市ともに空港運営をいかたちで進めようというのが、当初の飛行場運営の執行部の考え方の中にあつたということを記憶いたしているんです。残念ながら、県のほうが、管理運営基金というかたちで1億2,000万円は出すけれども、出資はしないということが私は、その後の飛行場運営にいろんな意味で影響をしていると考えるんですね。

そこで、今回返納をいたす場合にです、県のほうに枕崎飛行場運営については、公共飛行場の立場から、この返納金については枕崎市へのいろんな支援という意味で、何らかの配慮はいただけないのかと、そういった御相談はされなかったのか、その点は、確認をしておきます。

それから枕崎市分ですね、管理運営基金の出資は、実は、竹下内閣が全国の小さい町も大きい町も一律に1億円を配るといふ、いわゆるふるさと創生資金を充てたんですね。当時、市民から、枕崎市のあの1億円は、何に使ったのかと盛んに聞かれるものでした。いろんな町が温泉を

掘ったり、金の延べ棒を使ったりですよ、非常にわかりやすいかたちの基金が、本市の場合は、この管理運営基金に充当されたんですよ。

今度の予算の処理からいきますと、本市基金は、結果的にどういうかたちに使われていくであろうことになるのか、この点も明らかにしていただきたいと思います。

それから、手法のほうでは、空港のターミナルビルに、このメガソーラー設置者のいろんな見学施設も設けるといふようなことも書かれておりましたが、この空港のターミナルビルのいわゆる管理運営基金、管理運営の費用ですね、経費。これは、今後どういったかたちで捻出されていくんですか。

○神園信二企画調整課長 枕崎飛行場管理運営基金の返還について、県のほうに免除の相談はしなかったのかというお問い合わせでございますが、基金自体が、県が枕崎空港管理助成補助金交付要綱というものを当時定めまして、基金造成のために市に補助を交付されたものでございます。この要綱の第12条でございますが、12条には、枕崎市は空港の管理を要しなくなったときは遅滞なく知事に申し出ることにして、補助金の全部を返還するものとするというふうに規定されております。このことから、返還についての御協議とこの要綱を承知した上での、受け入れでございましたので、そのような運びになっております。

それと、ビル、ターミナルビルの管理のための基金ということの御発言でございましたが、ターミナルビルの管理のための基金ではございませんで、空港を運営するための基金でございまして、ちょっと答え……、すいません、今後のビルの管理の関係でございまして、一部、実施会社のほうが見学施設としてお借りをしたいという申し出をいただいております。この分につきましては光熱水費等、これにつきましては、しっかり計算をしていただくことになっております。

あと、ビルを含めまして、私ども考えておりますヘリポートの管理等々ということで、予定をしておりますけれども、これにつきましてはまた管理の委託費というものが計算されて、支出をしていくというふうに考えております。

○本田親行財政課長 空港管理基金の繰入金につきましては、予算のとおり2億円となっておりますのでございます。それに対する歳出につきましては、県への償還が1億2,000万円、一般会計の借入残高は、繰り上げ償還に対して4,000万円、それからヘリポートの基本計画策定業務に対して、420万円を歳出計上しております。その中で3,580万円、歳入が残るかたちになっておりますけれども、繰越金を減らすかたちで計上しております。

基金の繰り入れにつきましては、一般財源ですので、一たんこの残りまして3,580万円につきましては、23年度の歳入に組み込まれる中で、来年度以降のヘリポートの24年度の歳入に組み込まれる中で、来年度、建設される予定でございますヘリポートの財源等に充たっていくものと考えております。

○2番立石幸徳議員 的確な答弁が出てこないんですけれどもね。つまり、幾らか整理しますと、竹下内閣が実施したこの、ふるさと創生1億円基金、本市の場合は、はっきり申し上げて、もうわけのわからないかたちになってきたということは確認させていただきたいと思うんですよ。

それから、ヘリポートの関係で、まず基本的なことを確認させていただきたいんですが、今回のこの予算書に出ておりますヘリポート。まあ一口にヘリポートと申し上げましても、いろんな形のヘリポートがあるわけなんですけれども、この予算書に出ているヘリポートは、どういった種類のヘリポートになるんですか。

○福元新企画調整課参事 まず、ヘリポートの種類としまして、通常3種類に分かれていきます。公共用ヘリポート、非公共用ヘリポート、それから場外離着陸場ということで3種類に分かれていくこととございます。

当然あの、場外離着陸場は臨時的に使用するための目的でありまして、枕崎の場合は、防災ヘリコプターを持っていますので、常時、駐機していること。格納庫もありますので、場外離着陸

場では対応できないということです。

それから、公共用または非公共用の選択になってきますが、航空法上は制限表面区域において、公共用の場合は、建物、鉄塔などの高さ制限の法的制限を受けますが、非公共用の場合は法的制限を受けないため、任意交渉により、相手方の協力を得なければならないということです。

また、使用目的においても、公共用の場合は原則、使用目的を制限せずに、どのような用途にも使用できますが、非公共用の場合は使用目的を制限することになります。

本市の場合は、こういうことを勘案しまして、公共用ヘリポートで整備する計画でございます。

○2番立石幸徳議員 先ほど、財政課長が今回の補正7号の分の繰り越しを来年度のヘリポートの建設事業費に充当することも出されたんですけどね、今回の基本計画420万出ておりますが、説明のあった公共用ヘリポートを設置するためには当然、国土交通省が認可をしなければならない。その認可基準に合った事業費というのは、幾らになってくるのかですね。

それと、公共用ヘリポートという位置づけになりますと、当然ながら、本市の公の施設という位置づけで、これは新たにまた、公共用ヘリポートの条例制定が必要になってくるのかどうなのかですね、その辺も確認させていただきたいと思います。

○福元新企画調整課参事 ヘリポートの事業費の関係ですが、今回、業務委託をお願いしております。現時点では、はっきりした数字は持ち合わせていないところです。

それで工事内容としては、舗装工、排水工、擁壁工……、「聞きとれないんですけどね」と言う者あり）工事内容としては舗装工、排水工、擁壁工、場周柵、路面表示ライン工、市所有の、旧で言いますと東和航空の格納庫ですが、その撤去費用と電柱移設工事などが主な工事になってきます。そのうち、舗装工においてヘリポート整備ではアスファルト工事において2層において整備することになっており、現在のアスファルトは1層ですので、その上に舗装工をしなければならないということです。

また、路盤状態がよくない場合は、再度掘り起こして工事をしなければならないために現時点では、工事費の把握ができていないということでございます。

それから、公共用ヘリポートになってきますので、当然、飛行場と同じように条例が設置許可……、すみません、設置許可申請が受理された時点で、そういう方向で検討、条例制定をしなければならないと考えております。

○依積田義信議長 ほかに。「答弁漏れ」と言う者あり）立石議員もう1回。「新たな条例設定が必要になるのかということですよ」と言う者あり）条例関係。

○福元新企画調整課参事 当然、必要になってきます。「いや、もう1回確認」と言う者あり）当然、必要になってきます。

○2番立石幸徳議員 あの、基本計画は出してですよ、工事費がおおよそであっても示されないと、この予算審査はでき得ないですよ。そら、幾らかかるかわからんちゅうものをですよ、審査しろというほうがおかしいじゃないですか。

厳密にですよ、厳密に幾ら幾らというそのものじゃなくても、おおよその概算でもあっても、それは当然、基本計画の予算を出すんですからね。おおよそ、幾らかかることになるんですか。

○福元新企画調整課参事 路盤検査、いわゆるCDR試験ですが、それをして、路盤の状態がわかりますので、その時点で正確には出したいと考えております。

○2番立石幸徳議員 その事業費が大体出るその日程、あるいはその今後のヘリポート建設のですね、日程スケジュールもきちっと示してくださいよ。

それから、公共用ヘリポートということになりますと、当然、これは国交省の認可は私の手元にある資料では、認可するだけでも、少なくとも1年から2年かかるという資料になっているんですよ。そして、この公共用ヘリポートには、補助事業が適用されるんだと。補助金申請はされるんですか、どうなんですか。

○神園信二企画調整課長 国土交通省との協議の状況ということでお尋ねでございますが、既に、国土交通省のほうとは協議に、ヘリポートの設置関係につきましては協議を行っております。

大まか、ヘリポート開設までの流れ、作業の流れというのは、国交省のほうからも御指導いただき、私どももそこを目指して、協議を進めているということでございます。

○福元新企画調整課参事 概算事業費のことですが、今回の業務委託の中に入ってますので、3月ごろ、来年の3月ごろには概算事業費は出るものだと考えております。

それから、ヘリポート設置までの工程について、ちょっと説明いたします。今回の議会で飛行場廃止を3月31日になっていきますので、格納庫前にヘリポートを設置するためには、その整備をしなければなりません。それでまず、現在のエプロン、駐機場ですね。駐機場に仮設の場外ヘリポートを4月1日から開設すると。これにつきましては、防災ヘリが1日も飛べない日はできないということで、そこにつくります。そこに、約4月から7月の4カ月間程度を考えております。その間に、格納庫前のヘリポート予定地におけるところに、場外あの、すみません、新設ヘリポートの整備をします。ですけれども、そこにつきましては、そのときにはまだヘリポートの認可申請の協議中でありまして、そのところは2回目の場外離着陸場というかたちで認可をいただくと。

それから、それがずっと、認可が許可に、すみません、工事完成になるまではその部分を場外ヘリポートで利用していきながら、認可がおりたときに、新しい枕崎ヘリポート開設ということになりまして、一応、開設時期につきましては、国のほうからは1年かかるということで、指導がありまして、一応、平成26年の4月から7月の間に、新しい枕崎ヘリポートが開設されるんじゃないのかということで、このような工程を考えているところでございます。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。城森議員。すみません、企画調整課長。

○神園信二企画調整課長 答弁漏れございました。補助金の関係についてでございます。

公共用ヘリポートの場合は、補助金の適用があるのではないかとのお尋ねでございますが、補助金の適用がございまして、公共用ヘリポートタイプⅠ、タイプⅡとございまして、タイプⅠとなりますと、自衛隊等が持っております回転翼、ローターが2つある大きな機体まで着陸できるタイプがタイプⅠでございます。こちらには補助金の適用がございまして。

で、本市が考えておりますのが、本市の新設のヘリポートを使われるのは、主に使われるのは県の防災ヘリということでございまして、この大きさですとタイプⅡで十分であると。

また、タイプⅠとなりますと、用地等の面積等ももっと大きく、それと事業費の整備費等ももっと大きくならなければなりませんので、タイプⅡでいきたいというふうな考え方で、補助金の申請ということにはございません。

また、空港を廃止して、補助金の返還をして、また、新たにヘリポートでの補助金というところも、国のほうも少し、担当のほうとしては首をかしげた状況でございました。以上でございます。

○依積田義信議長 次に、立石議員。

○2番立石幸徳議員 先ほども少し出たんですけどね、私も今回の件で、防災センターの隊員の皆さんのいろんなお話もお伺いしました。

先ほどの質問では、その訓練には支障がないという説明がございましたが、今現在はこの防災センターの隊員訓練はどこでやっているんですか。

○神園信二企画調整課長 防災センターの訓練につきましては、訓練区域をほかに定めて行うケースと、それと、つり上げ訓練等につきましては、飛行場の滑走路上でこれは行われております。この2種類行われておりますけれども、つり上げ訓練等につきましては、本来、公共用の飛行場でございまして、この上空を占有して訓練、つり上げ訓練等を行うということは、本来であれば、避けていただきたい訓練かなというふうに考えております。

訓練区域を別途、今後求めていただきまして、そのようなところでやっていただければ、問題はないというふうに考えております。

○2番立石幸徳議員 防災センターの皆さんのお話では、今やっている訓練ができなくなると、こういう認識なんです。それで今、課長説明では、今やっている場所自体がおかしいんだというようなことを言われますけどね。いずれにしても、訓練自体に状況変化が発生するのは間違いないですよ。

私これ、ヘリポートのことをしつこく聞いているのはですね、この防災ヘリそのものが、枕崎市のほうが本当に県のほうに頭を下げて、空港活性化のため、誘致をした施設です。そして、県民の命を預かる施設ですので、きちっとした考え方のもとに、対応していただかないといけないという気持ちから聞いているんですよ。

いろいろとその対応されるみたいですが、感触としてですね、将来的にこの防災センターが移転するという可能性、この点についてはどういう認識なんですか。

○神園信二企画調整課長 防災ヘリの枕崎への引き続きの存置につきましては、鹿児島県知事さんのほうにも市長が面談をいたしまして、今後も引き続き、存置していただきたいということを説明いたしまして、御理解をいただいております。

また、事務レベルでも、消防保安課のほうと協議ができておりますので、引き続き、存置がされるということで考えております。

○2番立石幸徳議員 企画調整課参事のほうで言われたようにですね、その航空法79条で、航空機はヘリ、固定翼、回転翼を含めてですね、飛行場以外では飛べないことになっているわけですね。ですから今回、枕崎飛行場、今のかたちを廃止するといっても、新たに公共用ヘリポートができるわけですから、実質的には、飛行場というものは法律の建前からいきますと残るといって、そういった認識でよろしいんですか。

○福元新企画調整課参事 枕崎飛行場としては廃止されますので、飛行場としては廃止で、新たに枕崎ヘリポートの設置ということで、新たに設置するという事で飛行場の廃止及びヘリポートの設置と、新設設置ということでございます。

○2番立石幸徳議員 これはその、条例がまた提案されたときにお尋ねをすることとしまして、もう1点はこの南薩エアポートの関係なんですね。このエアポートも方針としては存続、残すということですが、エアポート自体に出資をしているんですね、近隣の市町、特に三島村。こういったところは枕崎飛行場が、飛行場としての機能を發揮していただくという、そういったことから出資をされているわけですね。

で、今回、使用目的が違っていくということになりますと、それは当然、出資をしている近隣市町は意味がないということになってくるんじゃないですか。その出資そのものを引き上げるとか、あるいはその、南薩エアポートを解散していただきたいというような、そういった近隣市町の声は出ていないんですか。

○神園信二企画調整課長 さきに行いました9月7日の全員協議会の前に、主だった株主の皆様、それと周辺の市町村、ただいま名前の挙がりました三島村、十島村等含めて、御説明を申し上げてございます。で、この三島村等々には特に直接足を運びまして、御説明をしまして、御賛同をいただきました。

三島村につきましては、空港が廃止された後でも公共用ヘリポートが整備されるということで、硫黄島に三島に空港ございますけれども、これはラインは途切れないということでございます。

それと、空港の現状でございますが、先日も三島村の方と少しお話をしましたけれども、この空港も手を入れないとなかなか離発着ができないという状況のようでございますが、財源の問題からそのまま置いてあるということでございます。逆に、ヘリポートとして使ったほうが使い道は出てくるのかなというふうなお話もしました。

それと、ヘリポートを主に使用するの、県の防災ヘリでございまして、防災ヘリの運航には給油の作業、それと、ヘリポートの管理の観点から、南薩エアポートの存在は、これは必要不可欠ということでございますので、御指摘の可能性はないと。

また、三島村、十島村を除きまして、ほかの市町村にも、周辺市町村にも足を運んで、また、足を運ぶことが不可能なところ、難しかったところには電話で御説明を申し上げてございますが、いずれも御理解をいただけたという状況でございます。

○2番立石幸徳議員 最後ですね、空港建設にかかわる補助金返還。この点を詳細にお尋ねをしたいんです。で、9月7日の全協でも、幾らか補助金返還が発生するという説明がございましたが、現段階で、国・県それぞれ幾らの補助金返還が発生するのか。

そして、それはどういった計画で返還していくのか、この点を明らかにしていただきたいと思っております。

○神園信二企画調整課長 補助金返還についてのお尋ねでございます。

国の分の補助金3億8,200万、建設時点でいただいておりますけれども、国の補助金の返還に関する通知及び本市の財産管理規則に基づきます貸付料計算等に基づきまして、補助対象部分の貸付年額を基本といたしまして、各年の補助金返還額は、年間約68万円。補助金返還総額は、20年間で約1,360万円ということになっております。

それと、県の分でございますが、県の分につきましては今現在、県の担当課と県の財政課のほうで協議をしております。これによりまして、2通りの方法で協議をしております、これがまだ最終的な決着を見てないという状況でございますけれども、その2通りの方法でいきますと、片方では返還総額570万円、もう1通りの方法でいきますと約680万円ということになります。

県のほうはいずれかの方法になると思いますが、本市としてはなるべく少ない返還額になるよう、県のほうに今現在、働きかけをしているところでございます。（「返還計画」と言う者あり）国の分でございますが、返還総額20年間で約1,360万円。これを各年の返還額で割りますと、年間約68万円という返還額になります。

はい、県の今、検討中の返還額でございますが、先ほど570万円という計算方法によりまして、これは25年度の一括返済ということになります。で、680万円という金額が対象になる場合は、年間約34万円。それと、返還年数20年で返還総額680万円というふうなところでございます。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

○8番城森史明議員 私も、議案番号95番、94番について質問をしたいと思っております。メガソーラーの設置の場所なんですけれども……、ついて、質問したいと思っております、まず。空港の西側部分に当たる、そして野球場の南側の平坦地がありますけれども、これは市の所有地なんですか。

○神園信二企画調整課長 空港を建設するときに制限表面にかかった部分、それと、用地交渉の中で求めざるを得なかった部分の用地でございまして、市有地でございます。

○8番城森史明議員 資料での発表ではこの土地はですね、メガソーラーの計画に入っていないですよ。そして、ここは非常に平坦地で、造成の必要のないところですよ。なぜこういう、今、遊んでいる、1円の金も生んでいない市有地に、なぜメガソーラーを設置しないんですか。

○神園信二企画調整課長 今回のメガソーラーの事業の提案を行った企業は6社ございますが、提案をいただく前に、空港の用地はもちろん、議員が指摘する市有地を初め、周辺のすべての市有地を各企業の御担当の方と一緒に1筆1筆一緒に歩いて現地を見ていただいております。

この現地調査は、各社1回には限らず、何回も枕崎まで足を運んでいただきまして、現地を見てもらっておりますが、その折に、なるべく多くの用地を借りていただけるようお願いしております。

今回、実施企業に決まった会社も、何回も空港を含めた市有地の状況を見ていただいておりますが、一番多くの人数をかけて現地調査に入ったときには、会社の技師さんを含めて、多くの方

が現地を詳細に見て、議員が御指摘されております市有地もメジャーを持って、現地の広さも計測しております。

その結果、提出された御提案書を企業がこういう事業をやりたいと、ここを借りたいという提案書でございますが、その提案書の中には、議員指摘の市有地を借りる計画にはなっておりません。企業としましては、当初、当該用地を使って広げる面積で得られる発電量収入と比較して、さまざまな用地造成費、フェンス移設費、それから道路のつけかえ費等の経費が大きいということを考えて、当該用地まで借り入れなかったということでございましたが、その後、九州電力との連携、系統連携協議の事前協議によりまして、空港用地付近の電線の受け入れ能力、これから企業様が提出された提案書に掲載された規模以上の発電電力は受け入れができないというふうな回答等もあったことから、改めて当該用地の借用は考えなかったということでございます。

○8番城森史明議員 ほかの市有地はですね、山あり谷ありで造成が必要で、それはわかりますよ。で、その、九電の最初の設定は9万ボルトまでということになっていたはずですよ。で、この土地の面積は大体6,000平米ぐらいですから、当然これは可能な範囲じゃないんですか。

○神園信二企画調整課長 これはあくまで相手様の、企業様の事業計画の関係でございますが、九州電力側との系統連携協議の結果ということで、発電した送電の関係でございますが、空港用地の近くの普通の電線6,600でございますが、こちらに2キロ、それと、少し空港を北のほうに上がっていただきますと、2万2,000というところの高圧線がございますが、こちらのほうに5キロ、これが精いっぱいであるという九電との協議の結果でございますので、これにつきましては私どももいかんともしがたいというところでございます。

○8番城森史明議員 最初の9万ボルトという範囲で、最初の説明がありましたよ。あの範囲をもってですね。それもありませんけども、このメガソーラーの事業は、空港の活性化じゃないんですよ。だって、1銭も1円も金も生んでない市有地に、市有地の活性化それと財政の安定化もあるわけですよ。空港だけの活性化じゃないんです。

何でこれがたった、これをできないのか。市長、そうしたらどうなるんですか。

○地頭所恵副市長 今申し上げたように、これは事業者との協議の中で、提案を受けて実施するものでございまして、私どもが使ってほしいといった面積は、その部分も含めて、御提案をさせていただいたわけでございます。その中で最大限、企業の経営上の観点から、どこが効率的に実施できるかということで判断をいただきまして、なるべく造成費用とかのかからない平たんな部分の土地を対象にして事業を実施すると。

そして、九州電力との系統連携の協議の中で、その高圧線につなぐ限界とか、いうものもありますので、これ以上広げても、九電の受け入れができない以上、面積をふやすということとはできないわけでございます。

最も効率的な発電をするための場所ということで、今の場所を企業側が提案をされたということでございますので、これは私どもの力ではなかなかいかんともしがたいところではないかと考えます。

○8番城森史明議員 最初の説明です、その地域に対して貢献するということをまず第一義に企業を選ぶんだという説明だったでしょ。だったらその、地域貢献策を活性化、自分でアピールすべきじゃないですか。そして、最初の電気容量の件についても、最初9万ボルトということで発表がありました。あれはうそだったんですか、9万ボルトは。

そしてもう一つ、この土地は造成の費用は一切かかりません。まあそれは、2~300万かかるかもしれませんが、6,000平米は平たん地ですよ。今、どういうふうに使っているかという、ごみ捨て場でしょ、あそこは。この前も私が行ったら、木を燃やしていましたけど、ごみ捨て場ですよ。それを例えば、あそこは計算すると、6,000平米ですから、500万ぐらいのお金しかないと思いますけれども、だってそれだけでも地域活性化、財政には貢献するわけですよ。何

で、それをアピールしないんですか。

○神園信二企画調整課長 当初9万という数字があつて報告を受けたが、それは間違いだったのかという御指摘でございますが、これ以上の発電能力となりますと、高压鉄塔まで送電線を事業者が建設しなければならないということになります。それで、空港から高压線ですね、今、鉄塔が立って、川辺峠越えてきておりますけれども、こちらまで、直線でおおよそ6キロということでございます。で、この鉄塔の建設費、1キロに1基ずつという設置の基準でございますが、これが1基建設をしますと1億円ということございまして、直線でも約6キロということで、集落をよけるとそれ以上になってくると。

その経費まで考えて、その鉄塔の建設というもの、その事業投資というものは、企業様のほうで避けたのかなというふうに考えているところでございます。

○8番城森史明議員 そしたら、何キロボルト余裕があるんですか、今の時点で。その限界値は何ボルトで、今の容量は何ボルトなんですか。九電が言っておられる限界値は何キロボルトで、それと今の容量はどれくらいの余裕幅があるんですか。

○神園信二企画調整課長 当該用地から送電ができます送電の受け入れ容量でございますが、先ほども言いましたとおり、2メガにつきましては、6,600の送電線へ、それから5メガにつきましては、2万2,000の高压の送電線へということで7でございます。

で、施設の出力は8.5メガということでございますので、もう既に、この施設の能力は、送電できる能力を超えている能力ということでございます。

○8番城森史明議員 そしたら、今でさえオーバーしているわけですから、さきの話とは矛盾するんじゃないんですか。今でオーバーしている、1.5万オーバーしているんだったら、さっきの……、既にオーバーしているんだったら、矛盾するんじゃないですか。

○神園信二企画調整課長 施設の最大出力が8.5メガございまして、これを安定的に供給するには、7メガまでしか送電はできないわけですので、これが、九電が求めているのは安定した電力の供給ということを求められておりますので、そのような状況になっております。

施設の精いっぱい、いっぱい送電を常に行うという、行えるという条件は、太陽光の日照の関係で変わってまいりますので、安定した送電を行うには、このような施設の規模というふうに、企業のほうで御判断されたことというふうに考えております。

○依積田義信議長 ほかに。

○8番城森史明議員 そういう電氣的に容量的にだめだったら、その遊休地の活性化はどういうふうに考えておられるんですか。

○神園信二企画調整課長 滑走路わきの市有地につきましては、展望広場、シンボル広場ということで公園でございますが、こちらのほうまで企業様のほうで発電用地としてお借りをしたいというふうな申し出でございます。で、この展望広場、シンボル広場の振りかえ用地ということで、公園整備ということで考えているところでございます。

○8番城森史明議員 次の質問に移りたいと思うんですけれども、市報にですね、20年後は業者はソーラーパネルを撤去するとのことで、書いておりました。その理由っていうか、いろんなその20年後は確かにわかりません、どうなるか。

それで、そういうもう決定したかのようにここに書いてありますが、その選択肢として、この1点しかないんですか。

○神園信二企画調整課長 20年後ということでございますが、買い取り価格の現在の価格が維持されるのが法律的に20年というところでございます。で、20年を過ぎますと、買い取り価格が大きく下がるといことが予定されておりますので、一応、20年で事業期間を考えたいということでございます。基本的には、原状復帰して財産はお返しをいただくというところでございます。

○**依積田義信議長** ほかにありませんか。

○**16番新屋敷幸隆議員** 一つだけ質問をしておきます。

今ですね、反原発、脱原発が叫ばれている中、ますますですね、代替エネルギーが必要になってくるわけですね、この再生可能エネルギーですかね。今、空港周辺のことが話題になっていますけど、近い将来ですね、一応、枕崎市としてですね、周辺以外にですね、このメガソーラーを設置する計画があるのか。

それともう一つはですね、我々、大規模なそういうソーラーの今から条約が、あ、協定が締結されるのを待つんですけど、再生エネルギー可能な町として、そういう位置づけは考えているのか、その二つを質問しておきたいと思います。

○**神園信二企画調整課長** 今後、ほかの用地での計画を持っているのかということですが、現在、市で所有しております市有地に一団の固まりを持って、このメガソーラーを展開していただけるだけの面積のものというのが、なかなか求めにくいと。持ってないという状況ではございます。

ただ、今後、今、遊休地といいますか、市有地の中でその可能性はないのかということは、今後も検討を進める、庁内のほうで議論を整理するべきと思っております。

あと、町の宣言ですけれども、9月の一般質問の中でもお話をしましたけれども、地域エネルギーのビジョン、これの見直しを適当な時点で行うべきというふうに考えておりますので、その中で、また、庁内の議論も整理をして検討したいと思っております。

○**依積田義信議長** ほかにありませんか。

禰占議員。

○**7番禰占通男議員** 私も、この95号に対してちょっと、質問と確認をお願いいたします。

先ほど来、この近隣の承諾と大口の出資者に対しては同意、了解を得られたと回答がありましたが、南薩エアポートですけれど、もう飛行場を廃止して、ヘリポートをつくるということはこれ、180度変わってくるわけですよ。それでこの、ここには小口の出資者がいると思うんですが、1株幾らで、何名が株主となっているのか、そっからお願いいたします。

○**神園信二企画調整課長** エアポートの株式ですが、1株5万円というかたちでございまして、株主数につきましては合計で115人ということでございます。

○**7番禰占通男議員** この115名の方々に対しての説明はどうなっているんですか。

○**神園信二企画調整課長** 私どものほうで説明をさせていただきましたのは、大口の株主の皆様、一応、10株以上お持ちの皆様ということで、事前にお知らせすべきであろうということで御連絡をさせていただいてございますが、10株以下、8株……、株主の持ち株でいきますと、10株以下の皆様がいらっしゃいますけれども、そちらのほうへはまた、南薩エアポートの定款変更に要します株主総会等々で、社長のほうから説明がされるというふうに考えているところでございます。

○**7番禰占通男議員** 株主総会の採決は4分の3じゃないですか。

○**神園信二企画調整課長** 定款変更に係ります特別決議ということで定められておりますので、今、決議の所定の分につきましてはちょっと資料を探し出しておりませんが、特別決議に当たるということで理解をしております。

○**7番禰占通男議員** この決議の4分の3というのは、ものすごく重いんですよ。ほとんど決まらないと思うんですけど、そうなった場合、どうするんですか。

○**神園信二企画調整課長** 株式の保有数から言いますと、今、御相談を申し上げて、御理解をいただいております大口の株主様のほうで、もうほとんど占めてございますので、御理解いただけるものというふうに考えております。

議決権につきましては保有する株式数でございまして、人数ではございませんので、決定を

いただけるというふうに考えております。

○7番禰占通男議員 その株式数で計算した場合は、4分の3もらえるということですか。

○神園信二企画調整課長 はい、そのように計算しております。

○俵積田義信議長 ほかに。

○7番禰占通男議員 今、先ほど来、8番議員も質問していましたが、あの余剰地ですよ。結局その、今、野球場ちゅうか、ソフトぐらいしかできないグラウンドがあります。そして、テニスコートもあります。テニスコートも3コートやったかな、4コートやったかな、実情に使われているのは、1コートぐらいしかないんですが、あそこまで行くところの取りつけ道路。あそこはもう、どうなるんですか。そのメガソーラーをやったときは、柵とかそういうのは必要じゃないんですか。

○神園信二企画調整課長 メガソーラーのパネルを張ります時には、周辺にすべて忍び返しをつけたフェンスをそのまま御利用いただくというふうなかたちでございます。

また、一部必要なものにつきましては、会社のほうでフェンスをつくっていかれるというふうに考えております。

○7番禰占通男議員 今、先ほども余剰地、それはほかの用途に使うとなっておりますが、あれはもともと空港をつくるとき、つくったとき、野球場、テニスコートやれ、あれは何か近隣のための娯楽のためだと私は伺っているんですが。

もし、それをほかの目的に使った場合は、その地域住民の、地域住民に対してのサービスとか、そこら辺はどうなりますか。

○神園信二企画調整課長 先ほども少し、展望広場、シンボル広場の貸し付けにつきまして、お話を申し上げましたが、会社様の御要望によりまして、この展望広場、シンボル広場、公園ということで、ただ、当初、この用地を求めたときには、空港の制限表面、進入してくる表面に当たっております、この用地が民有地のままで、もし、高い建物をあの用地に建てられたときには支障になるということで、市有地として買収して、公園として管理をしていたものでございます。

ところが、今回の計画で、企業の方が展望広場、シンボル広場まで貸し付けを希望されたということで、本市、この申し出につきまして、庁内で協議をしましたところが、そのシンボル広場、展望広場を貸し付け面積に含んだ場合、土地の借料その他地域貢献の寄附金等につきまして、20年間の間で、貸し付け期間20年という期間でしたが、約1億円の収入が見込めるというふうに見込んでおります。

一方、当該用地は公園でございますので、地域の住民の皆様にも不利益があってはならないということで、この用地をほかに振りかえて公園としましょうというふうなことができないかということで、検討をしております。

で、こちらのほうにおおよその公園の整備をやっていくと。多目的公園として、御指摘の滑走路を挟んだ西側の用地を整備するとなったときに、おおよそ1,700万円の事業費を要するだろうと。1億円の収入が見込める用地をお貸しして、1,700万円の整備であれば、これは御理解いただけるのではないかということで、この当該地のほうには多目的公園ということで整備をしていく方向で考えているところでございます。

○7番禰占通男議員 先ほども8番議員から質問が出ておりましたが、20年後ですよ、今この、メガソーラーの場合は、最初の設置と大分さま変わりをしてきて、今は、この高架にして下を娯楽施設に使ったりと、そういうメガソーラーの設置も今進んでいると聞きます。ただもう、作りっぱなしで、つくったら下は使えない。やはり、その、今現在のメガソーラーもただ、土にべたっとやるような状態。それよっか、ちょっと高架にして、下を今、老人の健康のためにいろんなスポーツもありますが、そういう施設に使えるものとか、進んでいるところも二、三カ所ちらほら聞きますし、そして、ヨーロッパでは皆さんも知っているとおりに、ドイツ、スペイン、買い

取り価格が電気料金にはね返ってきて、市民からの苦情も出てって、これちょっと、ヨーロッパでは足踏みしている状態ですよ。

やっぱり、20年後もちょこっと展望を考えて契約するその企業の方とか、そこら辺もやっぱり、20年後もちょこっとは展望を考えていくわけにはいかないんでしょうかね。

○神園征市長 先ほどから遊休地云々とか言われますが、企業が何か事業をしようとするときには当然、費用対効果ということを考えるわけですよ。地域貢献、地域貢献と言いましても、もうけが出るからその中で、可能な範囲で地域貢献をいたしましょうという、これが普通の考え方じゃないですか。

今、例をとって言われました。高架にして下のほうは何か使えるようなものにしろと。それは、企業のほうから、そういうことをやっても、どんだけ初期投資をぼんと投資しても利益が出るといったようなことでそういう提案があれば、また喜んでそういったものを受けたかもしれません。

そういったことをお考えいただきたいと、こう思います。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

○9番沢口光広議員 1点お尋ねします。

先ほど、当局の御答弁の中でヘリポート、タイプⅠ、タイプⅡがあるということで、本市にあってはタイプⅠでいくので補助金はもらえないと。タイプⅡでいけば補助金はもらえると。

私、タイプⅠ、タイプⅡがよくわからないんですけど、あの馬毛島、現在、基地問題建設が着々と進んでいる。そして、やっぱり日本、この枕崎は東シナ海、南シナ海に接着しているわけですけど。私は、先ほどのタイプⅡというのがよくわからないんですけど、そういう補助金をもらえるタイプⅡ。

枕崎の今後、日本国のまた枕崎の10年後、20年後を考えた場合、このタイプⅡ、これを真剣に議論されたのかどうか、お伺いいたします。

○神園信二企画調整課長 私の最初の説明がよくなかったのか、タイプⅠのほうが補助の対象ということで、より規模の大きなヘリコプター、ヘリポートでございます。

タイプⅠとなりますと、自衛隊機が持っております前後に回転翼を持った大きなものに対応するヘリポートということでございますが、本市の場合はタイプⅡということで考えております。

タイプⅠの形で枕崎の飛行場で計算をしますと、用地が足りない。それと、事業費がもっと膨れ上がると。といいますのは、大きなヘリコプターが来ますと、地盤もそれなりの厚さを持たないといけない。広さもそれなりのものを持たないといけないということでございますので、それも担当参事のほうで、タイプⅠ、タイプⅡ、ま、現地も測量をしながら、御検討いただきましたけれども、タイプⅡのほうが精いっぱい土地であるという結果が出たところでございます。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

○12番沖園強議員 1点だけ、お伺いしておきます。

借地料そして寄附金、また初年度の地域振興策、非常に本市にとって、大きな効果があるなどお伺いしたんですけど、6社から1社に絞るに当たって、他社との開きというのはどうあったものですか。

○神園信二企画調整課長 他社との比較、地域振興に関する比較ということでございますが、他社の計画等々ございまして、詳細まではなかなか申し上げられませんけれども、具体的な地域振興の部分で、例えば、エアポートの雇用の関係、雇用の継続、存続の関係ですね。管理運営はエアポートの社員を自社の社員として引き受けますとかいう……、ほかの会社は自社の社員として、自分たちで管理をしたいというふうなお申し出があったりということで、なかなか私ども、審査に当たるときに、防災ヘリの設置の関係、それと地域振興の中でもまた、エアポートの存続というところは大きな柱としておりましたので、その辺のところは最もすぐれた御提案をいただいたのが今回の会社様というふうなかたちでございます。

○依積田義信議長 これをもって、質疑を終結いたします。
これから、討論に入ります。
討論のある方の挙手を求めます。

[討論希望者挙手]

○依積田義信議長 暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時49分 再開

○依積田義信議長 再開いたします。

これから討論を行います。立石幸徳議員。

○2番立石幸徳議員 私は、議案第94号並びに議案第95号枕崎飛行場の設置及び管理に関する条例及び枕崎飛行場管理運営基金条例を廃止する条例の制定について、そして、関連の予算に反対の立場から討論をいたします。

かつて、本市で開催されました南薩地区の活性化フォーラムの席上、お隣町の南さつま市の若手企業経営者が、次のような発言をされたことがございます。枕崎市に足を運んだとき、どうしてもかなわない。逆立ちをしても勝てっこない、そういった施設が二つあると発言いたしました。一つは、南方海上に、大きく伸びゆく広大な枕崎漁港であります。もう一つが、羨望のまなざしでしか眺めることしかできない枕崎飛行場であると言われたのであります。

枕崎飛行場の一番最初の当初計画は、市が土地を取得して、公共施設地図航空会社に貸し付け、これを会社側で整備し、管理するという民間飛行場で行ってまいりました。その後、公共施設地図航空会社が、豊田商事系列の豊田航空に買収をされ、いわゆる豊田商事事件によりまして、計画が昭和59年挫折したのであります。3年後、昭和62年、中曽根内閣の貿易収支大幅黒字改善のための内需拡大策の一環として、空港建設等の大型社会資本充実が国家政策として打ち出されてまいり、枕崎市が慌てるぐらい、当時の運輸省が積極的に飛行場建設事業を推進されたわけであり、

こういった経過の中で、枕崎飛行場は公共飛行場となったわけですので、国、県もともに飛行場設置の推進に積極的にかかわってきたことは、重要な部分であろうと思います。

現在、鹿児島県内には、海上自衛隊用の鹿屋空港を除きまして、10カ所の空港がございます。このうち、国が管理します鹿児島空港は別にしまして、種子島、屋久島、奄美、喜界、徳之島、沖永良部、与論の七つの空港はすべて、鹿児島県が管理しております。残る枕崎飛行場と三島村の硫黄島空港のみが、それぞれの自治体の管理になっておりますが、私はこういった実情からも、国・県はもっともっといろいろな支援がなされるべきであったし、これからもそうあるべきであると考えます。

県の消防防災ヘリの運航基地を枕崎飛行場に持ってこれたのも、こういった背景があるわけですので、防災上の観点では、枕崎飛行場の重要性は、平成5年8月6日のいわゆる8・6水害において、鹿児島空港へのアクセス道路がすべて壊滅状態となり、枕崎空港から鹿児島空港への空路便が重要なアクセスとして証明されており、当時、1日だけで50便近くの利用実績がなされたと伺っております。

最初申し上げました、枕崎空港の経済効果の一次効果、二次効果ともいふべき、枕崎漁港の開港指定につきましても、農林水産省管轄の特定第三種漁港が全国で初めて貿易港として位置づけられたのも、国交省管轄の枕崎飛行場が本市に立地されていたことが、大きな影響を持っていたのは間違いございません。

最近におきましても、海外資本により、鹿児島市南部地域と枕崎飛行場とのタイアップによる開発計画があったとの話も聞き及んでおりますが、今後も、地域経済の浮揚と活性化策の貴重なインフラ施設として、飛行場のさまざまな機能と高速交通時代における強力でかけがえのない施

設として、固定観念を打破できる地域の強力な貴重な財産として残しておくべきであろうと考えますので、反対いたします。

○**依積田義信議長** これをもって討論を終結いたします。

これから順次、起立によって採決いたします。

日程第3号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 全員起立であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号は承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 全員起立であります。

よって、議案第96号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第6号及び第7号の2件について、市長に報告を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 報告事項2件について、報告いたします。

報告事項第6号及び報告事項第7号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した損害賠償の額の決定及び和解について、並びにこれに伴う平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）について、同条第2項の規定に基づき、これを報告するものです。以上、報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告については、御承知おき願います。

この際、お諮りいたします。

本臨時会において議決された案件について、字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に一任、委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

本日はこれをもって、本臨時会の議事を終了いたしましたので、平成24年第6回臨時会を閉会いたします。

午前11時0分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 依積田 義 信

枕崎市議会議員 城 森 史 明

枕崎市議会議員 沢 口 光 広